

第43回介護給付費分科会参考資料

1. (仮称)医療機能強化型老人保健施設の介護報酬等に関する論点について
 - (1) (仮称)医療機能強化型老人保健施設の創設
 - (2) (仮称)医療機能強化型老人保健施設における入所者への夜間等日勤帯以外の対応
 - (3) (仮称)医療機能強化型老人保健施設における入所者への看取りの対応
 - (4) 介護療養型医療施設における特定診療費の項目等
2. 小規模介護老人保健施設の人員基準等の緩和に関する論点について
3. 介護療養型医療施設及び介護老人保健施設における基本データ集

1-1 (仮称)医療機能強化型老人保健施設の創設

- 療養病床から転換した介護老人保健施設を対象に、入所者に引き続き適切な医療サービスを提供する必要があることから、夜間等の医療体制や看取りへの対応体制等の整った(仮称)医療機能強化型老人保健施設を創設する。

強化する医療サービス

(1) 夜間や休日(又は平日の日勤帯以外)に必要となる医療

- 急性増悪時の対応(医師による状態の確認、指示の変更等や看護職員による状態の報告等)
(3夜間帯で約1.9人程度存在(60床当たり))
- 日常的な医療処置(喀痰吸引、経管栄養)(1夜間帯で約20.6人程度存在(60床当たり))



介護老人保健施設の医師のオンコールや他の保険医療機関の医師による往診、看護職員の夜間配置によって対応を図る。

(2) 看取りに際して必要となる医療(療養病床の医療区分1・2の者にも看取りを必要とする者が、約1月で1.4人程度存在(60床当たり))

- 医師による状態の確認、指示の変更、緊急かつ高度な医療処置
- 看護職員による状態の観察、一般的な医療処置



看取りを必要とする者に、緊急かつ高度な医療処置も含めた必要な医療サービスの提供がなされるよう、医師、看護職員、介護職員等による看取りの体制を整える。

既存の
介護老人保健施設

夜間等の医療提供(加算による評価)

(仮称)医療機能強化型
老人保健施設

※療養病床より転換した介護老人保健施設であり、既存の介護老人保健施設より高い医療ニーズを有する者が入所している。

看取りへの対応
(加算による評価)